

平成29年度

# 税制改正



平成29年4月  
財務省

# 目次 平成29年度

Chapter

1

## 個人所得課税・資産課税 ..... 3

- (1) 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し
- (2) 「積立NISA」の創設
- (3) 事業承継税制の見直し
- (4) 国外財産に対する相続税等の納税義務の範囲の見直し



Chapter

2

## 法人課税 ..... 6

- (1) 研究開発税制の見直し
- (2) 所得拡大促進税制の見直し
- (3) コーポレートガバナンス改革・事業再編の環境整備
- (4) 中堅・中小企業の支援
- (5) 地方拠点強化税制の拡充



Chapter

3

## 消費課税 ..... 11

- (1) 酒税改革
- (2) 車体課税の見直し
- (3) その他の措置
  - ・ 到着時免税店の導入
  - ・ 仮想通貨に係る課税関係の見直し



# 税制改正

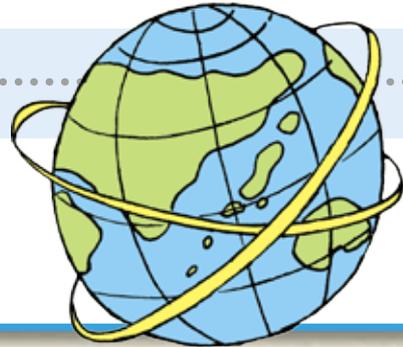
Chapter

4

国際課税

15

- 外国子会社合算税制の見直し



Chapter

5

災害対応

17

- 災害に関する税制上の対応について



参考

平成29年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額

## (1) 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

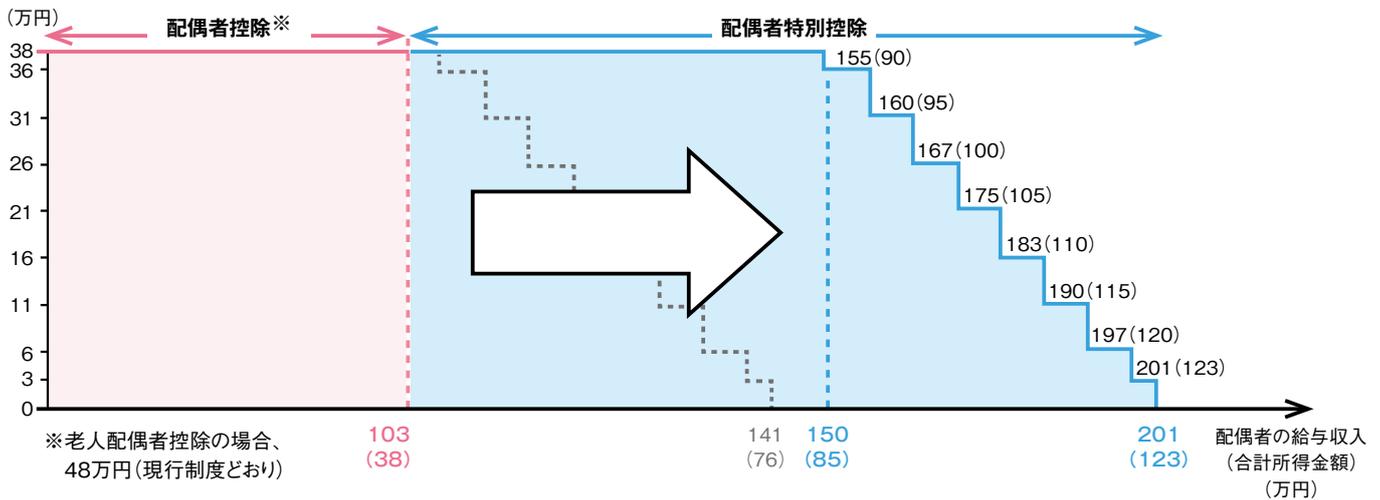
働きたい人が就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行います。

※平成30年分以後の所得税について適用します。

### ① 納税者本人の受ける控除額

所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入の上限を、150万円に引き上げます(現行の配偶者控除の対象となる配偶者の給与収入の上限は103万円)。

(例) 納税者本人の給与収入が1,120万円以下の場合(合計所得金額が900万円以下の場合)



### ② 納税者本人の所得制限

配偶者控除等の適用される納税者本人に収入制限を設けることとし、給与収入(合計所得金額)が1,120万円(900万円)を超える場合には以下の表のとおり控除額が逡減・消失する仕組みとします。

配偶者の給与収入(合計所得金額) → (単位: 万円)

納税者本人の給与収入(合計所得金額)	配偶者控除※	配偶者特別控除									
	~103 (~38)	~150 (~85)	~155 (~90)	~160 (~95)	~167 (~100)	~175 (~105)	~183 (~110)	~190 (~115)	~197 (~120)	~201 (~123)	201~ (123~)
~1,120 (~900)	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	—
~1,170 (~950)	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	—
~1,220 (~1,000)	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	—
1,220~ (1,000~)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①~1,120万円(~900万円)の場合、控除額48万円、②1,120~1,170万円(900~950万円)の場合、控除額32万円、③1,170万円~1,220万円(950~1,000万円)の場合、控除額16万円、④1,220万円超(1,000万円超)の場合、適用なし。

## (2)「積立NISA」の創設

家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散投資を促進するための「積立NISA」を新たに創設します(現行NISAと同様、口座内で生じた配当及び譲渡益について非課税)。

※平成30年1月1日以後の投資について適用します。

	積立NISA	いずれかを選択	現行NISA
年間の投資上限額	40万円		120万円 (平成26・27年は100万円)
非課税期間	20年間		5年間
口座開設可能期間	20年間 (平成30年～平成49年)		10年間 (平成26年～平成35年)
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託		上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし

## (3)事業承継税制の見直し

中小企業経営者の高齢化の進行等を踏まえ、早期かつ計画的な事業承継の更なる促進のため、非上場株式等に係る相続税等の納税猶予制度(事業承継税制)を更に使いやすくするための見直しを行います。

※平成29年1月1日以後の相続又は贈与について適用します。

### 〈具体例〉

#### 1 災害時等の雇用確保要件<sup>(注)</sup>等の緩和

①災害による資産の被害が大きい会社、②従業員の多くが属する事業所が被災した会社、③災害や主要取引先の倒産等により売上高が大幅に減少した一定の会社について、雇用確保要件等を緩和します。

(注)雇用確保要件とは、経営承継期間(5年間)平均で、贈与又は相続開始時の常時使用従業員数の8割以上を確保することをいいます。

#### 2 雇用確保要件の計算方法の見直し

従業員の少ない小規模事業者に配慮し、維持すべき従業員数〔贈与时等の従業員数×80%〕の計算上、端数を切り捨てることとします。

#### 3 相続時精算課税制度との併用を可能に

贈与税の納税猶予の適用を受ける株式等について、相続時精算課税制度の適用を可能とし、生前贈与を行いやすくします。

## (4) 国外財産に対する相続税等の納税義務の範囲の見直し

短期滞在の外国人(外国人駐在者)同士の相続等については、国外財産を課税対象にしないこととします。このことは、高度外国人材等の受入れの促進にもつながります。

また、租税回避を抑制するため、相続人等又は被相続人等が10年以内に国内に住所を有する日本人の場合は、国内及び国外双方の財産を課税対象とします。

※平成29年4月1日以後の相続又は贈与について適用します。

[改正後]

被相続人 贈与者	相続人 受贈者	国内に住所あり	国内に住所なし			
			短期滞在の 外国人(※1)	日本国籍あり		日本国籍 なし
				10年以内に住所あり	10年以内に住所なし	
国内に住所あり						
	短期滞在の外国人 (※1)					
国内に 住所なし	10年以内に住所あり		国内・国外財産ともに課税			
	短期滞在の外国人 (※2)			国内財産のみに課税		
	10年以内に住所なし					

(注) 図中■部分は国内・国外財産ともに課税。□部分は国内財産のみに課税。

※1 出入国管理及び難民認定法別表第1の在留資格の者で、過去15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下の者

※2 日本国籍のない者で、過去15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下の者

### 参考 地方税における居住用超高層建築物に係る課税の見直し

居住用超高層建築物(いわゆる「タワーマンション」)に係る固定資産税及び不動産取得税について、各区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる按分割合を、実際の取引価格の傾向を踏まえて補正するよう見直します。

※平成30年度から新たに課税されることとなる居住用超高層建築物(平成29年4月1日前に売買契約が締結された住戸を含むものを除く。)について適用します。

### 参考 地方税における償却資産に係る固定資産税の特例措置の対象追加

平成28年度税制改正において3年間の時限措置として機械・装置を対象に創設した償却資産に係る固定資産税の特例措置について、地域・業種を限定した上で、その対象に一定の工具、器具・備品等を追加します。

※平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に取得した対象資産について適用します。



## (1) 研究開発税制の見直し

研究開発投資に係る政府目標の達成に向け、研究開発投資の増加インセンティブを強化するなど、研究開発税制を抜本的に見直します。

※平成29年4月1日以後に開始する事業年度において適用します。

### ① 総額型の税額控除率の見直し

これまでの総額型について、企業の研究開発投資の一定割合を単純に減税する形となっている構造を見直し、試験研究費の増減に応じた税額控除率とします。

#### 総額型

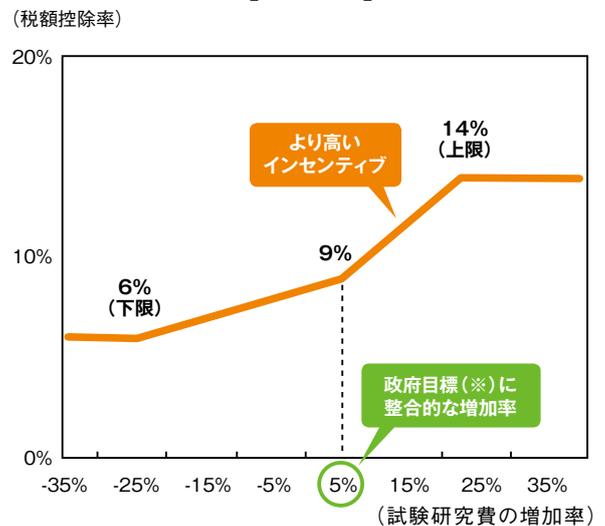
	改正前	改正後
税額控除率	8~10% (中小法人12%)	試験研究費の増減に応じ、 6%~14%※ (中小法人:12~17%※)
控除限度額	法人税額の25% (一般試験研究費)	法人税額の25% (一般試験研究費) *中小法人:10%上乘せ (増加率5%超の場合)※ *試験研究費が平均売上金額の 10%超の場合: 0~10%上乘せ※ (高水準型との選択)

- 上記の総額型の改正に伴い、増加型を廃止
- 高水準型については、その適用期限を2年延長

※2年間の時限措置

総額型の控除率については  
大法人 : 10%超  
中小法人: 12%超 の部分

#### 【改正後】



(※) 官民の研究開発投資を2020年に対GDP比4%以上とする目標

### ② 試験研究費へのサービス開発の追加

IoT、ビッグデータ、人工知能等を活用した「第4次産業革命」による新たなビジネスの創出を後押しする観点から、研究開発税制の対象にビッグデータ等を活用した「第4次産業革命型」のサービス開発を新たに追加します。

#### 試験研究費の定義 (改正前)

- 製品の製造
  - 技術の改良・考案・発明
- にかかる試験研究のために要する費用



#### 改正後

- 第4次産業革命型のサービス開発を追加
  - ・センサー等による自動的なデータの収集
  - ・専門家による情報解析技術を用いた分析
  - ・新たなサービスの開発

### ③ オープンイノベーション型の運用改善

共同研究・委託研究等のオープンイノベーション型の利用促進を図るため、対象費目の拡大や手続きの簡素化など、要件を緩和します。

## (2) 所得拡大促進税制の見直し

大企業については、前年度比2%以上の賃上げを行う企業に支援を重点化した上で、給与支給総額の前年度からの増加額への支援を拡充します(前年度からの増加分について12%)。

中小企業については、改正前の制度を維持しつつ、前年度比2%以上の賃上げを行う企業について、給与支給総額の前年度からの増加額への支援を大幅に拡充します(前年度からの増加分について22%)。

※平成29年4月1日以後に開始する事業年度において適用します。

	改正前	改正後
大企業	<p><b>【要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①給与等支給総額:平成24年度から一定割合以上増加</li> <li>②給与等支給総額:前事業年度以上</li> <li>③平均給与等支給額:前事業年度を上回る</li> </ul> <p><b>【税額控除】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与等支給総額の24年度からの増加額の<b>10%</b></li> </ul> <p>(要件①の増加要件割合)</p> <p style="text-align: center;">H24 H25 H26 H27 H28 H29</p>	<p><b>【要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①・② 変更なし</li> <li>③平均給与等支給額:前年度比<b>2%以上増の要件に変更</b></li> </ul> <p><b>【税額控除】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与等支給総額の24年度からの増加額に対する<b>10%</b>の税額控除に加え、<b>前年度からの増加額について、2%の税額控除を上乗せ</b></li> <li>→合計<b>12%</b></li> </ul> <p style="text-align: center;">H24 H25 H26 H27 H28 H29</p>
中小企業	<p><b>【要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①～③同上</li> <li>※但し①の増加割合は以下の通り</li> </ul> <p><b>【税額控除】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与等支給総額の24年度からの増加額の<b>10%</b></li> </ul> <p>(要件①の増加要件割合)</p> <p style="text-align: center;">H24 H25 H26 H27 H28 H29</p>	<p><b>【要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①～③変更なし</li> </ul> <p><b>【税額控除】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与等支給総額の24年度からの増加額に対する<b>10%</b>の税額控除に加え、<b>平均給与等支給額が前年度比2%以上増の場合は、給与等支給総額の前年度からの増加額について、12%の税額控除を上乗せ</b></li> <li>→合計<b>22%</b></li> </ul> <p style="text-align: center;">H24 H25 H26 H27 H28 H29</p>

## (3) コーポレートガバナンス改革・事業再編の環境整備

### ① 法人税の申告期限の見直し

企業と投資家の対話の充実を図るための株主総会の開催日の柔軟な設定のための環境整備として、法人税の申告期限を事業年度終了から最大6ヶ月後まで延長可能とします(改正前は最大3ヶ月後まで)。

※平成29年4月1日より申請できます。

### ② 役員給与に係る税制の整備

株価や中長期的な業績を反映した役員給与制度による経営者へのインセンティブ付与のための環境整備として、役員給与の損金算入対象を拡大(株価連動給与等)します。

※一部を除き、平成29年4月1日以後に支給等に係る決議をする給与について適用します。

### ③ 組織再編税制の見直し

企業の機動的な事業再編を可能とするための環境整備として、上場企業内の事業部門の分社化(スピンオフ)の際の譲渡損益の課税を繰り延べる等、組織再編税制を整備します。

※一部を除き、平成29年4月1日以後に行われる組織再編成について適用します。

## (4) 中堅・中小企業の支援

### ① 地域経済を牽引する企業向けの投資促進税制の創設

地域経済を牽引する事業者による、地域経済に波及効果のあり、高い先進性を有する新たな事業への挑戦を促すため、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく投資促進税制を創設します。

※企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案の施行の日から平成31年3月31日までの間に取得等をする設備について適用します。

#### 【要件】

- ・事業計画が地域の強みを活かした、地域経済に対して高い波及効果があること等の要件を満たすものとして都道府県知事の承認を受けていること
- ・先進性を有する事業であることについて主務大臣の確認を受けていること
- ・承認された事業計画に基づいて行う設備投資の合計額が2,000万円以上であること 等

#### 【措置の内容】

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
建物等・構築物	20%	2%

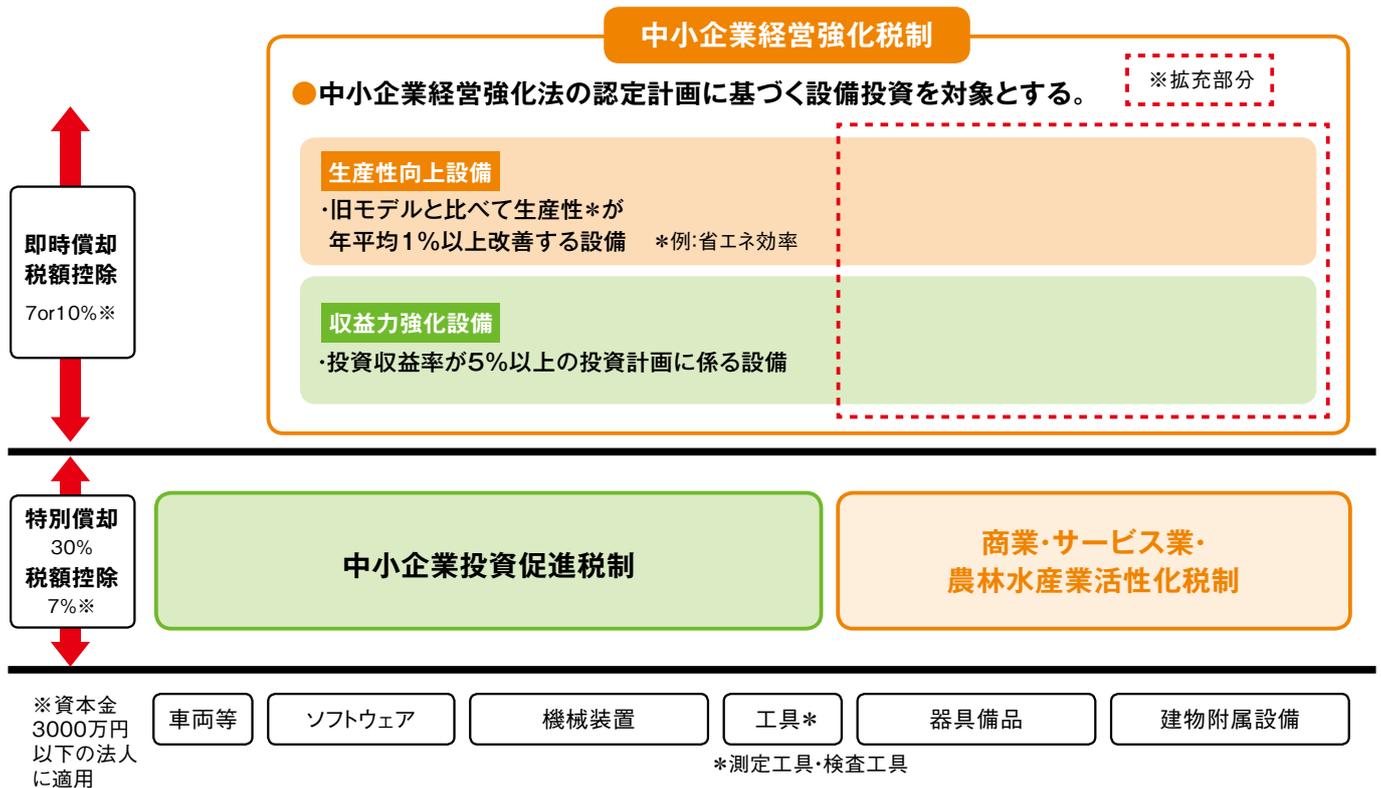
\*取得価額100億円を限度

## ② 中小企業投資促進税制等の拡充等

中小企業の「攻めの投資」を後押しするとともに、我が国のGDPの約7割を占めるサービス産業の生産性の向上を図るため、中小企業投資促進税制の上乗せ措置を改組し、中小企業経営強化税制を創設した上で、対象設備を拡充し、これまでの上乗せ措置において対象外であった器具備品・建物附属設備を追加します（適用期限は2年間）。

※平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に取得等をする設備について適用します。

中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の適用期限を2年延長します。



### 【税額控除の上限額】

中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制を合わせ、法人税額の20%とする。

### 【中小企業投資促進税制】

中小企業者等が、特定機械装置等の取得等をした場合に30%の特別償却又は7%の税額控除ができる制度。

### 【商業・サービス業・農林水産業活性化税制】

商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業者等が、経営改善のために店舗改修などの設備投資を行った場合に30%の特別償却又は7%の税額控除ができる制度。

## ③ 中小企業向けの租特適用要件の見直し

財務基盤の弱い中小企業を支援するという本来の趣旨を踏まえ、中小企業向け租税特別措置の適用を受けるための要件として、課税所得（過去3年間平均）が15億円以下であることを加えます。

なお、この適用要件の見直しは、租税特別措置法における中小企業向け特例措置のみを対象としています（法人税法に規定される欠損金の繰越控除や地方税法本則に規定される外形標準課税等の適用については、従前通りです。）。

※平成31年4月1日以後に開始する事業年度において適用します。

## (5) 地方拠点強化税制の拡充

ローカルアベノミクスを推進する観点から、地方拠点強化税制の投資減税部分の控除率を維持するとともに、地方拠点での新規雇用者数に応じた税額控除制度について、無期・フルタイムの新規雇用に対する税額控除額を上乗せする等の措置を講じます。

### ① オフィス等に係る税額控除



税額控除率をこれまでの水準  
(移転型7%・拡充型4%)に維持

### ② 雇用促進税制の特例の拡充等



無期・フルタイムの新規雇用に  
対する税額控除額を上乗せ等

※平成29年4月1日以後に開始する事業年度において適用します。

雇用促進税制	地方拠点強化税制	
<p>「同意雇用開発促進地域内事業所の前期比無期・フルタイムの新規雇用増(法人全体の前期比雇用増を上限)×40万円」の税額控除</p> <p>要件i: 法人全体の前期比雇用増が5人(中小2人)以上 要件ii: 法人全体の雇用者数が前期比10%以上増</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p>【同意雇用開発促進地域】有効求人倍率が全国平均の3分の2以下であるなどの要件を満たす地域</p>	特例1	特例2
	<p>【改正前】 特定業務施設における前期比雇用増(法人全体の前期比雇用増を上限)×50万円 (要件iiを満たさない場合、20万円)</p> <p>【改正後】 特定業務施設における前期比雇用増のうち無期・フルタイムの新規雇用について、税額控除額を一人あたり10万円上乗せ※</p>	<p>移転型の「計画」である場合に限り、当該地方拠点における「計画」認定直前期の雇用者数に対する雇用増×30万円(最長3年間)</p>

※特定業務施設における新規雇用者のうち非正規雇用者の比率が全国平均(40%)を超える場合、超過した非正規雇用者に関する税額控除額は一人あたり10万円減額

#### 【特定業務施設】

事業者の事業や業務を管理、統括、運営している施設

### ③ 移転型事業の要件緩和



「特定業務施設での増加従業員の過半数が東京23区からの転勤者であるとの要件」を緩和し、東京23区における従業員の減少人数に応じて、特定業務施設での新規雇用者を東京23区からの転勤者に含めることができることとする。



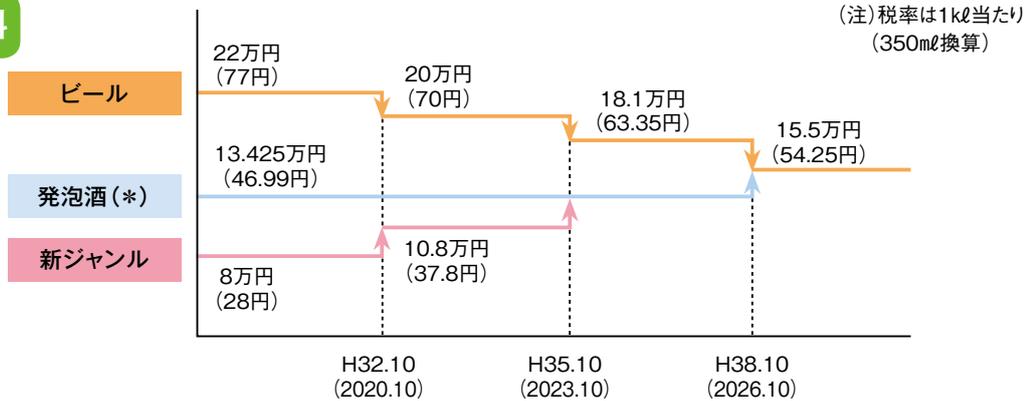
## (1) 酒税改革

類似する酒類間の税率格差が商品開発や販売数量に影響を与えている状況を改め、酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から、ビール系飲料や醸造酒類の税率格差の解消など、酒税改革に取り組みます。

### ① 税率構造の見直し

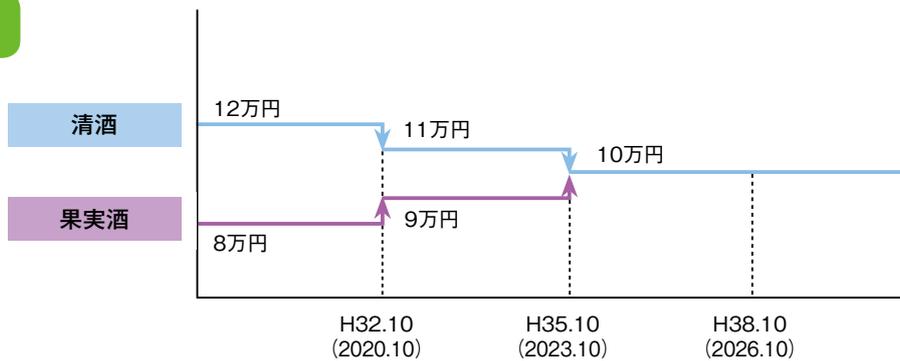
- 税率の見直しは、消費者や酒類製造者への影響に配慮して、十分な経過期間を確保しつつ段階的に進めます。
- 今回の改革は、厳しい財政状況や財政物資としての酒類の位置付け等を踏まえ、税収中立で行います。
- 税率の段階的な見直しは、その都度、経済状況を踏まえ、酒税の負担の変動が家計に与える影響等を勘案した上で実施します。

#### ビール系飲料

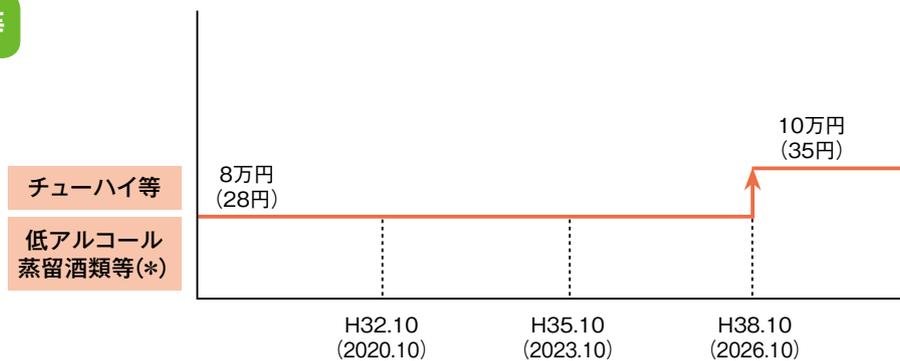


(\*) 麦芽比率25%未満の発泡酒に係る税率

#### 清酒・果実酒



#### チューハイ等



(\*) 低アルコール分の「蒸留酒類」及び「リキュール」に係る特例税率(下限税率)

## ②ビール系飲料の定義の見直し

- 地域の特産物を用いた地ビールの開発を後押しする観点や、外国産ビールの実態を踏まえ、平成30年4月1日に、麦芽比率要件の緩和(67%→50%)や副原料の範囲の拡大(果実や一定の香味料を追加)を行います。
- ビール系飲料の税率一本化に向けて、新ジャンルのほか、将来的に開発されうる類似商品も含めてその対象に取り込めるよう、ホップを原料の一部とする商品や、苦味価や色度が一定以上の商品を発泡酒の定義に追加することとし、ビール系飲料の第2段階の税率見直しとあわせて、平成35年10月1日より実施します。

### 現行



品目等	定義	税率(350ml換算)
ビール	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 麦芽・ホップ・水・法定副原料のみ使用</li> <li>✓ 麦芽比率67%以上</li> </ul>	77.00円
発泡酒	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 麦芽を使用</li> </ul>	46.99円
新ジャンル	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ エンドウたんぱく・ホップ等を使用</li> <li>✓ 発泡酒(ホップ使用)に麦スピリッツを混和</li> </ul>	28.00円
その他の発泡性酒類	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ その他(チューハイ等)</li> </ul>	

### 見直し

(税率は平成38年10月時点)

ビール	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 麦芽・ホップ・水・<u>法定副原料(一部拡大)</u>のみ使用</li> <li>✓ 麦芽比率<u>50%</u>以上</li> </ul> <small>(下線部分は平成30年4月1日施行)</small>	<b>54.25円</b>
発泡酒	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 麦芽を使用</li> <li>✓ <u>ホップを使用</u>(※現行の「新ジャンル」は全て該当)</li> <li>✓ <u>その他のビール類似商品(苦味価・色度一定以上)</u></li> </ul> <small>(下線部分は平成35年10月1日施行)</small>	<b>54.25円</b>
その他の発泡性酒類	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ その他(チューハイ等)</li> </ul>	<b>35.00円</b>

### ③ 地方創生に資する制度改正

#### ○酒蔵ツーリズム免税制度の創設

地方創生の推進や日本産酒類のブランド価値向上等の観点から、酒蔵ツーリズムの魅力を高めていくため、平成29年10月1日に、酒類製造者が輸出酒類販売場において外国人旅行者等向けに自ら製造した一定の酒類を販売した場合に、消費税に加えて酒税を免税とする制度を創設します。

(注1) 輸出酒類販売場とは、消費税の輸出品販売場であること等の要件に該当する販売場として、税務署長の許可を受けた酒類の製造場をいいます。  
(注2) 平成29年4月1日から輸出酒類販売場の許可の申請を受け付けます。



#### ○焼酎特区の創設

地域の特色を活かした酒類の製造を後押ししていく観点から、構造改革特区の枠組みを活用して、単式蒸留焼酎の製造過程で製成される少量の初垂れ(酒税法上の「原料用アルコール」)を特区内で提供する場合や、地域の特産物を原料として単式蒸留焼酎を少量製造しようとする場合に、各酒類の製造免許の最低製造数量基準を適用しないこととします。

(注) 上記の改正内容を含む「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」は、平成29年3月10日に国会に提出されています(平成29年3月31日現在未成立)。

## (2) 車体課税の見直し

燃費性能がより優れた自動車の普及を促進する観点から、対象範囲を2020年度燃費基準の下で見直し、政策インセンティブ機能を強化した上で、2年間延長します。実施に当たっては、段階的に基準を引き上げるとともに、ガソリン車への配慮も行います。

#### 乗用車

		現行		H29.5~H30.4		H30.5~H31.4	
		初回車検	2回目車検	初回車検	2回目車検	初回車検	2回目車検
電気自動車等(注1)		免税	免税	免税	免税	免税	免税
2020年度 燃費基準	+50%達成	免税	免税	免税	免税	免税	免税
	+40%達成	免税	免税	免税	免税	免税	免税
	+30%達成	免税	免税	免税	免税	免税	免税
	+20%達成	免税	免税	免税	免税	▲75%軽減	▲75%軽減
	+10%達成	▲75%軽減		▲75%軽減		▲75%軽減	
	達成	▲50%軽減		▲50%軽減		▲50%軽減	
2015年度 燃費基準	+10%達成	▲25%軽減		▲25%軽減		▲25%軽減	
	+5%達成	▲25%軽減		▲25%軽減		▲25%軽減	
	達成	(本則)		(本則)(注2)		(本則)(注2)	

(注1) 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車。

(注2) 経過措置として、H29.5~H30.4の間は、2015年度燃費基準+5%達成しているガソリン車(ハイブリッド車、軽自動車除く。新車。以下同じ。)に本則税率を適用します。また、H30.5~H31.4の間は、2015年度燃費基準+10%を達成しているガソリン車に本則税率を適用します。

(注3) H29.5~H30.4の間に車検証の交付等を受ける場合、2015年度燃費基準+10%を達成している車には本則税率を適用します。また、H30.5~H31.4の間に車検証の交付等を受ける場合、2020年度燃費基準を達成している車には本則税率を適用します。

(注4) ガソリン車、ハイブリッド車及び軽自動車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減車(☆☆☆☆)又は平成30年排出ガス基準50%低減車に限りです。

## 参考 地方税における自動車取得税のエコカー減税の見直し

対象範囲を2020年度燃費基準の下で見直し、政策インセンティブ機能を強化した上で2年間延長します。  
※平成29年度及び平成30年度に取得した新車について適用します。

## 参考 地方税における自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の見直し

重点化を行った上で2年間延長します。  
※平成29年度及び平成30年度に新車新規登録された自動車について適用します。

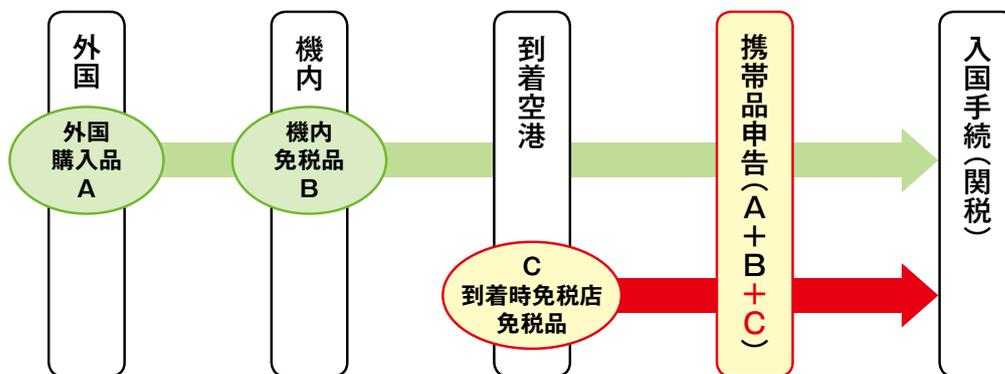
## (3) その他の措置

### ① 到着時免税店の導入

旅客の利便性の向上等の観点から、全国各地の空港等の到着エリアにおける免税店(いわゆる到着時免税店)の導入を可能とし、到着時免税店において購入した物品を現行の携帯品免税制度の対象に追加します。

※携帯品免税制度:旅客がその入国の際に携帯して輸入する個人使用目的の物品について、関税及び国内消費税(酒税・たばこ税を含む)を一定の範囲内で免除する制度。  
※平成29年4月1日に施行します。

【入国旅客の免税品購入の流れ】



### ② 仮想通貨に係る課税関係の見直し

資金決済に関する法律の改正により仮想通貨が支払の手段として位置づけられることや、諸外国における課税関係等を踏まえ、仮想通貨の取引について、消費税を非課税とします。

※平成29年7月1日以後に行う取引について適用します。

## 参考 地方税における地方消費税の清算基準の見直し

平成26年商業統計の小売年間販売額へのデータ更新を行う際に、事業者の所在地で計上されていると考えられる通信・カタログ販売、インターネット販売を除外します。あわせて、清算基準に用いる人口と従業者数の割合を人口17.5%(改正前15%)、従業者数7.5%(改正前10%)に変更します。

※平成29年4月1日以後に行われる地方消費税の清算について適用します。

## 財務省ホームページの御紹介

財務省ホームページの税のページでは、税制改正の内容の御紹介などのほか、税に関するメールマガジンの配信サービスや、税財政を楽しく学習するキッズコーナーなども掲載しています。是非、御覧ください。

<http://www.mof.go.jp>





## 外国子会社合算税制の見直し

国際的な租税回避や脱税は、企業の公平な競争条件を損ない、納税者の信頼を揺るがす大きな問題です。この問題を解決するために立ち上げられた「BEPSプロジェクト(注)」を、日本は主導してきました。

こうした流れを受けて、「外国子会社合算税制(外国子会社を利用した租税回避を防止するため、一定の条件に該当する外国子会社の所得相当額を日本の親会社の所得とみなして合算課税する制度)」について、日本企業の海外展開を阻害することなく、より効果的に国際的な租税回避に対応できるよう総合的に見直しています。

(注) BEPS (Base Erosion and Profit Shifting (税源浸食と利益移転)) プロジェクトとは?

一部の多国籍企業による、各国の税制の違いや抜け穴を利用した課税逃れに対し、各国が協調して対応するために G20・OECD によって平成24年6月に立ち上げられたプロジェクト。日本は、立上げから最終報告書の作成、合意実施の枠組作りに至るまで、主導的役割を果たしてきた。平成27年10月には15の勧告をまとめた最終報告書が公表され、現在、合意事項の実施段階に入っており、日本を含めた各国において国内法の整備等が行われている。

### 改正のイメージ

#### 【改正前】租税回避リスクを外国子会社の税負担率(20%未満)等により把握

外国子会社の 税負担率 (トリガー税率)	所得区分 会社としての 経済活動実体の判定	資産性所得 (利子・配当・使用料等)		その他 (事業所得等)
		受領する 経済実体なし	受領する 経済実体あり (金融機関等)	
20%以上		制度の対象外		
20%未満	なし(適用除外基準を満たさない)			
	あり(適用除外基準を満たす)			

※あみかけの部分が日本の親会社の所得とみなして合算課税される。

実体ある事業からの所得も一部合算されてしまう部分(航空機リース等)

実体を伴わない所得であっても合算されず、申告も求められない部分

#### 【改正後】租税回避リスクを外国子会社の所得の種類等により把握

会社としての 経済活動実体の判定	所得区分	『受動的所得』		『能動的所得』		適用 免除 基準 (外国子会社 の税負担率)
		異常所得 (注1)	利子・配当・使用料等		その他 (事業所得等)	
			受領する 経済実体なし	受領する 経済実体あり (金融機関等)		
ペーパーカンパニーに該当						30%以上 20%以上 20%以上
キャッシュボックス(注2)に該当						
経済活動基準(注3)を満たさない						
経済活動基準(注3)を満たす						

※会社としての経済活動実体がなければ能動的所得は基本的に生じない。

外国子会社の所得を「能動/受動」に要仕分け。(税負担率が20%以上の外国子会社については免除)

(注1) 異常所得: 外国子会社の資産規模や人員等の経済実態に照らせば、その事業から通常生じ得ず、発生する根拠のないと考えられる所得。制度上は「経済活動基準」を経て「会社の実体がある」と判定された外国関係会社における、部分合算対象の一項目と位置付けられているが、結果的には、全ての外国関係会社に対して合算対象として適用される。

(注2) キャッシュボックス: 総資産に比べ、いわゆる受動的所得の占める割合が高い事業体。具体的には、総資産の額に対する一定の受動的所得の金額の合計額の割合が30%を超える外国関係会社(総資産の額に対する有価証券、貸付金、貸付けの用に供している固定資産及び無形資産等の合計額の割合が50%を超える外国関係会社に限る)。

(注3) 経済活動基準: 外国関係会社が所得を得る実体を備えているか否かを確認するための4つの基準(次ページ参照)。





## 災害に関する税制上の対応について

近年災害が頻発していることを踏まえ、これまでの災害減免法等の規定に加え、災害に対応するための税制上の規定を常設化します。

### 全ての災害に適用

- ・住宅ローン減税の適用の特例
- ・財形住宅・年金貯蓄の非課税措置の特例
- ・災害損失の繰戻しによる法人税額の還付
- ・仮決算の中間申告による所得税額の還付
- ・住宅取得等資金の贈与税の特例措置に係る居住要件の免除等
- ・山林に係る相続税の納税猶予等の規模拡大要件の緩和
- ・法人税・消費税の中間申告書の提出不要
- ・被災酒類に係る酒税相当額の還付方法の簡素化

### 災害を指定して適用

#### ① 被災者の生活再建に資する措置

→「被災者生活再建支援法」の対象となる災害に適用

- ・住宅の再取得等に係る住宅ローン減税の特例
- ・被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免税
- ・被災者が取得した住宅取得等資金に係る贈与税の特例
- ・建築工事の請負に関する契約書等の印紙税の非課税
- ・被災自動車に係る自動車重量税の特例還付

#### ② 事業者の再建等に資する措置

→「特定非常災害特別措置法」の対象となる災害に適用

- ・買換え特例に係る買換え資産の取得期間等の延長
- ・被災代替資産等の特別償却
- ・特定地域内の土地等の評価に係る相続税・贈与税の基準時の特例等
- ・消費税の課税事業者選択届出書の提出等に係る特例

#### ③ 他法令の仕組みを前提としている措置

- ・被災市街地復興土地区画整理事業等に係る土地等の譲渡所得の課税の特例(被災市街地復興特別措置法)
- ・事業承継税制(相続税・贈与税)における事業継続要件等の緩和(一部の要件について中小企業信用保険法が前提。その他の要件について、全ての災害に適用。)
- ・公的貸付機関等・金融機関が行う特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税(激甚災害法)

## 平成29年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額（単位：億円）

改正事項	平年度	初年度
<b>1. 個人所得課税</b>		
(1) 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し	390	70
(2) 積立NISAの創設	▲240	0
<b>個人所得課税 計</b>	<b>150</b>	<b>70</b>
<b>2. 法人課税</b>		
(1) 研究開発税制の見直し	130	90
(2) 地域中核企業向け設備投資促進税制の創設	▲50	▲30
(3) 中小企業向け設備投資促進税制の拡充	▲120	▲80
(4) 協同組合等の受取配当等益金不算入制度の特例	▲30	▲20
(5) トン数標準税制の見直し	▲10	0
(6) 協同組合等の貸倒引当金の特例の見直し	10	10
(7) 中小企業向け租税特別措置の適用要件の見直し	90	－
<b>法人課税 計</b>	<b>20</b>	<b>▲30</b>
<b>合 計</b>	<b>170</b>	<b>40</b>

(注1) 上記の計数は10億円未満を四捨五入しています。

(注2) 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しによる地方税の平年度の減収見込額は▲423億円。今回の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しによる平成31年度以降の個人住民税の減収額については、全額国費で補填します。

(注3) 29年度改正におけるエコカー減税の基準見直しによる増収見込額(29年度のエコカーの普及割合の見込みを基に試算)は平年度290億円、初年度100億円(特別会計分を含みます。)。他方、27年度から29年度にかけて追加的に発生したエコカー減税制度による減収見込額は▲340億円程度(特別会計分を含みます。)



# 税制メールマガジン

財務省「税制メールマガジン」では、税に関する  
情報を楽しく、分かりやすくお届けしています

税制メールマガジン 第93号

平成28年11月4日

## 3 主税局若手コラム

…今回は近年の経済発展が著しく、日本との関係も深まっている中国の税制を取り上げてみたいと思います。

中国の税制の特徴についてですが、まず税収の構成が日本と大きく異なっています。…

クリック!

税制メールマガジン

検索



# 皆さんの集まりや、 学校の授業などに 出張します！！

財務省では、税の仕組みや課題、取り巻く経済環境等の共有、意見交換を目的として、皆さんの集まりや勉強会、職場研修、ゼミ、中学・高校の授業等に職員が訪問して、お話ししています。

日時、場所、内容など、適宜ご相談に応じます。

お気軽に、下記のメールアドレスにお問い合わせください。

✉ [tax-houmon@mof.go.jp](mailto:tax-houmon@mof.go.jp)

※もちろん、税に関する知識は、問いません。

※原則として、10名程度以上のグループを対象とさせていただきます。

※なお、日程の都合上、御希望に沿えないこともある旨、予めご了承下さい。

平成29年4月  
財務省

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

※このパンフレットは、「所得税法等の一部を改正する等の法律」(平成29年法律第4号)等の内容をわかりやすくまとめたものです。

(「所得税法等の一部を改正する等の法律」は、平成29年3月27日に可決・成立しました。)